

「環境にっこう」のページでは、日光市の環境に関するお知らせや情報を発信していきます。

くわしくは 環境課

☎21-5138(ごみ排出量について)

☎21-5152(次世代自動車・蓄電池補助金について)

環境 KANKYO NIKKO

にっこう

No.46

～家庭ごみ有料化から2年～「令和元年度ごみの排出量」について

平成30年度の家系ごみの有料化と事業系ごみの手数料改定から2年が経過しました。

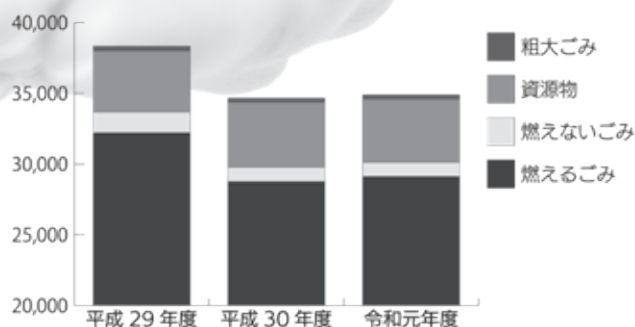
平成29年度からのごみ排出量の推移をみると、平成30年度のごみ排出量は約10%減少し、2年目の令和元年度は引き続き同水準を維持しています。全体的にごみを減らす意識や再生利用資源の分別が浸透してきているといえます。

市ではリデュース、リユース、リサイクルの「3R(スリーアール)」を推進し、さらなるごみの減量化と資源化に取り組んでいきますので、引き続きご協力をお願いします。

表1：日光市のごみ排出量(単位：t)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
燃えるごみ	32,212	28,692	29,114
燃えないごみ	1,443	992	982
資源物	4,335	4,610	4,483
粗大ごみ	346	306	309
ごみ総排出量	38,336	34,600	34,888

グラフ：日光市のごみ排出量(単位：t)



令和2年度 次世代自動車・住宅用蓄電システム補助金のご案内

市では、地球温暖化の防止および災害に強いまちづくりの推進を図ることを目的に電気自動車、電気自動車等充給電システム(V2H)、住宅用蓄電システムへの補助を行っています。

詳しくは、下表2および市ホームページをご覧ください。

表2：令和2年度次世代自動車・住宅用蓄電システム補助金

	①電気自動車等	②電気自動車等充給電システム(V2H)	③住宅用蓄電システム
対象設備	電気自動車(EV)またはプラグインハイブリッド自動車(PHV)	住宅と電気自動車などを接続することにより、電気の融通が可能となるシステム	住宅用リチウムイオン蓄電池
対象者	市内に住所を有し、市税および公共料金を滞納していない方		
	自ら使用するために新たに購入した方	自ら居住する住宅に設置した方(設備が設置された住宅を自ら居住するために購入した方を含む)	
補助金額	一律10万円		1 kWhあたり2万円(上限10万円)
申請方法	対象設備を購入・設置した日から90日以内に、申請書類を環境課へ持参または郵送(事後申請)		

野外でのごみの焼却（野焼き）は法律で禁止されています！

「ドラム缶」「ブロック積」「穴を掘ったの焼却」は、野焼きと同じです。
周辺の住民の方に迷惑をかけますのでやめましょう！

家庭ごみを含め廃棄物の野外焼却(野焼き)は、煙・悪臭による近所迷惑の他、ダイオキシン類や有害物質の発生、そして火災の原因にもなるため「廃棄物処理法」では例外を除き禁止されています(法第16条の2)。

これに違反すると「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらの併科」に処せられます(法第25条第1項第15号)。

法律では下の「軽微な焼却」は例外としていますが、**周辺の住民からの苦情などが起こる場合には、直ちに中止してください。**

▼軽微な焼却とは

- ①風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
例：正月のしめ縄・門松を焚く行事、塔婆の供養焼却など
- ②農業・林業または漁業を営むためにやむを得ず行なう廃棄物の焼却
例：稲わらの焼却、あぜ草および下枝の焼却、魚網にかかったごみの焼却
- ③焚き火その他日常生活の焼却であっても軽微なもの
例：落ち葉焚き、焚き火、キャンプファイヤーなど
- ④国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却
例：河川敷・道路側の草焼きなど
- ⑤震災・風水害・火災・凍霜害その他の災害の予防・応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
例：災害等応急対策、火災予防訓練など

※消防署への「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出」は、火災予防上、焼却行為を事前に確認するために届け出をするもので、「廃棄物処理法」の焼却行為の許可を得たことにはなりません

ごみは野焼きせずに、
市の指定する「ごみの分け方・出し方」
に沿って処理しましょう！